

情報セキュリティ基本方針

Information Security Policy

株式会社クロスリンク（以下「当社」といいます）は、事業活動において取り扱う情報資産を、情報漏えい・改ざん・紛失・不正アクセス等の脅威から適切に保護することを経営上の重要課題と認識し、以下のとおり情報セキュリティ基本方針を定め、役員・従業員・関係者全員がこれを遵守することを宣言します。

第1条 基本方針

当社は、業務上管理するすべての情報資産（顧客情報・取引先情報・従業員情報・生産管理データ・技術情報等）の機密性・完全性・可用性を確保するために、以下の取り組みを推進します。

- ・情報セキュリティに関するリスクを継続的に特定・評価し、適切な対策を実施します。
- ・関連する法令、規制、契約上のセキュリティ要件を遵守します。
- ・情報セキュリティ事故（インシデント）の予防に努め、万が一発生した際は迅速に対応します。
- ・情報セキュリティ対策の水準を継続的に見直し、改善します。

第2条 適用範囲

本方針は、以下のすべてに適用します。

- ・当社の全役員および全従業員（正社員・パートタイム従業員・派遣社員を含む）
- ・当社の情報システムおよびネットワーク
- ・当社の業務に関係する外部委託先、取引先
- ・当社が管理する紙媒体を含む一切の情報資産

第3条 情報セキュリティ対策

(1) 技術的対策

- ・OSおよびソフトウェアは常に最新の状態を維持し、脆弱性を解消します。
- ・ウイルス対策ソフトを全端末に導入・更新します。
- ・強固なパスワードを設定し、漏えいまたは侵害の疑いがある場合に速やかに変更する
- ・ファイル共有・クラウドサービスの公開設定を適切に管理します。
- ・重要なデータは定期的にバックアップを取得し、復元可能な状態を維持します。

(2) 人的対策

- ・役員・従業員に対して定期的に情報セキュリティ教育・訓練を実施します。
- ・入退社時における情報資産へのアクセス権の適切な付与・剥奪を徹底します。
- ・フィッシング詐欺・標的型攻撃等の最新の脅威・攻撃手口を周知します。

(3) 物理的対策

- ・サーバ・重要端末は施錠管理された場所に設置します。
- ・紙媒体の情報は適切に管理し、不要になった際はシュレッダー等で確実に廃棄します。
- ・USBメモリ等の可搬記録媒体の利用ルールを定め、紛失・盗難を防止します。

第4条 組織体制

当社は、情報セキュリティ対策を推進するため、以下の組織体制を整備します。

- ・代表取締役を情報セキュリティの最高責任者とします。
- ・情報セキュリティ管理責任者を選任し、本方針の実施・管理を統括させます。
- ・情報セキュリティに関する問題・インシデントは管理責任者へ速やかに報告します。

第5条 法令・規範の遵守

当社は、情報セキュリティに関して以下の法令・規範を遵守します。

- ・個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）
- ・労働者の個人情報保護に関するガイドライン
- ・その他、情報セキュリティに関連する法令・省令・ガイドライン

第6条 違反時の対応

本方針に違反した場合、就業規則その他の社内規程に基づき、適切な措置を講じます。また、法令に違反する行為については、関係機関への通報を含む法的措置を取ることがあります。

第7条 見直しと改善

本方針は、社会情勢・技術動向・法令改正・インシデント発生状況等を踏まえ、少なくとも年1回以上見直しを行い、必要に応じて改定します。

【SECURITY ACTION 自己宣言】

当社はIPA「SECURITY ACTION」★★二つ星を宣言し、
情報セキュリティ対策に継続的に取り組みます。

制定(第1版) 2026年5月20日



株式会社クロスリンク
代表取締役 齋藤 亮介